

保 護 者 各 位

西尾市保育課長

家庭状況調査について（お願い）

現在園に通っているお子さんの家庭の状況を把握させていただくため、下記の必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、市では、現況届の内容を確認後、必要に応じて、就労等の状況について実態調査をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 園提出期限 令和2年5月22日（金）
- 2 提出書類 **【全児童】**
 - 入園児童の施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届兼入園継続申込書兼給付認定変更申請書（様式第2号）
 - 就労証明書…父母各1枚※上記提出書類の詳細については、別紙をご確認ください。
- 3 注意事項
 - 令和2年3月1日以降に、就労場所の変更による就労証明（必要書類を含む）や入園期限を迎えて就労証明（必要書類を含む）を提出された方は、内容に変更が無ければ、再度提出していただく必要はありません。
（証明日が令和2年3月1日以降であることが条件です。）
 - 期限までに提出できない場合は、退園の措置も検討します。
事情により期限までに提出できない場合は、必ず園に相談してください。
 - 実態調査のため、就労状況等証明をもとに、予告なしで職場へ訪問、確認させていただくことがあります。就労の実態が確認できない方は、退園となります。

4 支給認定証の交付について

平成29年度までは、保育園へ入園する場合や支給認定内容が変更になる場合、『支給認定証』の交付をしてきましたが、『支給認定証』の交付が任意交付となったため、現在は返却不要な『教育・保育給付認定に係る事項を記載した通知書』を主に交付しています。『支給認定証』の交付を希望される方は、保育課までご相談ください。

提出書類

対象者（書類等を用意する方）	提出が必要な書類など
4月15日現在入園児童の保護者全員	<input type="checkbox"/> 入園児童の施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届兼入園継続申込書兼給付認定変更申請書 ※保護者氏名欄は提出済の入園申込書に記入された保護者氏名です。 <input type="checkbox"/> 就労証明書 《注意》 就労証明書を令和2年3月1日以降に提出された方は、再提出不要です。 （証明日が3月1日以降であることが条件です。）
長時間保育利用児童の保護者全員（父・母）	<input type="checkbox"/> タイムカードまたは出勤簿の写し ★1参照 ※保護者（父・母）同期間のもの 父母一方の期間が月をまたぐ等で、同期間の確認が難しい場合は、2期間分のご提出をお願いします。 ※コロナウイルスの関係で利用していない人は不要です。
保育を必要とする理由が、 出産の方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し ※提出済みの方は不要です。
保育を必要とする理由が、 病気・障害（保護者本人）の方	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（等級によっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳などの写しでも可能な場合があります。） ※診断書には保育ができない理由と治癒見込期間を明記。 ☆以前に診断書を提出された方で、症状が変わらず前回提出した診断書の発行日から6か月以内で治癒期間内の場合は、 <u>通院していることが分かるもの（医療機関の領収書のコピー等で3か月以内に発行されたもの）を添付すれば診断書の提出は必要ありません。（ただし、5月末または6月末までで前回提出した診断書の発行日から6か月または治癒期間を経過してしまう方で、入園継続希望の方は、診断書または就労証明書等の提出が必要となります。）</u> ※3月1日以降に診断書を提出した場合は、提出不要です。
家族看護（同居家族に対する）の方	<input type="checkbox"/> 医師の介護証明書

★1 タイムカードまたは出勤簿の写しについて

- (1) 4月以降の直近1か月分の提出をお願いします。（4月からの就労確認のため）
- (2) 勤務日及び出退勤時間が確認できるものを提出してください。
 （保育を必要とする要件を満たしているか、長時間保育の利用状況が適正かを確認しますので、日付及び時間が明記されていない書類は、不可となります。）
- (3) 事業主や所属長、班長等の出勤が確認できる方に、事業所名、証明者氏名、確認印（シヤチハタ不可）を写しの余白に記入していただくようお願いします。
- (4) タイムカードまたは出勤簿がない場合は、出勤簿の様式をお渡しますので、園に申し出てください。